



広島県報

定期
第37号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

山田川ダム操作規則	訓令	一
家畜伝染病の発生 保安林の指定	告示	三
基本測量の実施		三
道路の区域決定		四
道路の区域変更		四
道路の供用開始		四
公告		四
特定非営利活動法人の認証申請 (二件)		四
毒物劇物取扱者試験の実施		五
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変 更の届出 (二件)		六
大規模小売店舗立地法の規定による市の意見の概要		七
開発行為に関する工事の完了		八
県営土地改良事業の換地処分		八
人事委員会規則		八
安芸郡府中町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を 改正する規則		八
豊田郡大崎上島町の管理職員等の範囲を定める規則の一 部を改正する規則		八
宮島競艇施行組合の管理職員等の範囲を定める規則の一 部を改正する規則		八

(県法規記載)

(ダム室)

(畜産振興室)

(治山室)

(土木総務室)

(道路河川管理室)

("

("

("

(文化・県民協働室)

(薬務室)

(地域産業振興室)

("

(建築指導室)

(尾三地域事務所)

公安委員会告示

遊技機の型式の検定の告示

労働委員会公告

労働争議のあっせんを行うあっせん員候補者

(以上県法規記載)

九 九

訓

令

広島県訓令第十四号

山田川ダム操作規則を次のように定める。

平成十八年五月二十二日

尾三地域事務所
土木部
藤田雄山

目次

第一章 総則 (第一条・第二条)	一
第二章 貯水池の水位等 (第三条 第六条)	二
第三章 貯水池の用途別利用 (第七条 第九条)	三
第四章 洪水調節等 (第十条 第十四条)	四
第五章 貯留された流水の放流 (第十五条 第二十条)	五
第六章 点検、整備等 (第二十一条 第二十三条)	六
第七章 雑則 (第二十四条)	七
附則	八
第一章 総則 (通則)	一
第一条 山田川ダムの操作については、この規則の定めるところによる。	
(ダムの用途)	
第二条 山田川ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び水道用水の供給をその用途とする。	
第二章 貯水池の水位等	

(洪水)

第三条 洪水は、流水の貯水池への流入量が毎秒四立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(水位)

第四条 貯水池の水位(以下「水位」という。)は、ダム本体に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第五条 貯水池の常時満水位は、標高四百十メートルとする。

(サーチャージ水位)

第六条 貯水池のサーチャージ水位は、標高四百十六・五メートルとする。

第三章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第七条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高四百十メートルから標高四百十六・五メートルまでの容量四十六万立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第八条 流水の正常な機能の維持は、標高四百六メートルから標高四百十メートルまでの容量十三万立方メートルのうち最大十立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水の供給のための利用)

第九条 水道用水の供給は、標高四百六メートルから標高四百十メートルまでの容量十三万立方メートルのうち最大三万立方メートルを利用して行うものとする。

第四章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第十条 尾三地域事務所長(以下「所長」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

一 広島地方気象台から福山・尾三区域において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。

二 その他洪水が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第十一条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一 細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

二 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに關し必要な措置

(洪水調節等)

第十二条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第十三条 前条の規定により洪水調節又は洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐からの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第十四条 所長は、細則で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

第五章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第十五条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に放流を行うことができる。

一 第二十一条の規定によりダム等の点検又は整備を行うため特に必要がある場合

二 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由がある場合

2 前項各号のいずれかに該当する場合の放流量の限度は、毎秒一・四三一立方メートルとする。

(放流の原則)

第十六条 所長は、放流管から放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じさせないよう努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第十七条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、別表に掲げる地点においてそれぞれ同表で掲げる流量を確保できるよう、必要な流水を放流管から放流しなければならない。

(水道用水の供給のための放流)

第十八条 所長は、水道用水の供給のため必要があると認める場合には、川角橋基準点において、毎秒〇・〇一二立方メートルの水量を確保できるよう、必要な流水を放流管から放流しなければならない。

(放流に関する通知等)

第十九条 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生じさせると認める場合において、これによって生じる危害を防止するため必要があると認めるときは、

細則で定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を採らなければならない。

(ゲートの操作)

第二十条 放流管から放流を行う場合のゲートの操作については、細則で定める。

第六章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第二十一条 所長は、ダム、貯水池、ダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 所長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、細則で定めるところにより基準を定めなければならない。

(観測)

第二十二条 所長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(記録)

第二十三条 所長は、ゲート进行操作し、第二十一条の規定による計測、点検及び整備又は前条第一項の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかなければならない。

第七章 雑則

(細則)

第二十四条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な細則は、知事が定める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表 (第十七条関係)

地点	期間	流量
山田川ダム	五月一〇日～五月二四日	〇・〇六四 m ³ /s
	五月二五日～九月一〇日	〇・〇五一 m ³ /s
川角橋基準点	九月一日～五月九日	〇・〇一八 m ³ /s
	五月一〇日～五月二四日	〇・一二三 m ³ /s
川角橋基準点	五月二五日～九月一〇日	〇・一〇八 m ³ /s
	九月一日～五月九日	〇・〇八〇 m ³ /s

告

示

広島県告示第五百六十七号

家畜伝染病が次のとおり発生した。

平成十八年五月二十二日

広島県知事 藤田雄山

発生番号	病名	畜種	種類	年齢	発生頭数	決定年月	転帰	発生地	その他参考となるべき事項
三	病ヨーネ	牛	ホルスタイン	三歳	一頭	平成一八年五月一〇日	殺処分	広島県庄原市東城町森大亀谷	
二	病ヨーネ	牛	ホルスタイン	八歳	一頭	平成一八年五月一〇日	殺処分	広島県庄原市東城町森大亀谷	

広島県告示第五百六十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定によって、次のとおり保安林の指定をする。

平成十八年五月二十二日

広島県知事 藤田雄山

一 保安林の所在場所

豊田郡大崎上島町東野字美好三七六一、三七六二、三七六八から三七七一まで、三七七四の一、三七七五の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字美好三七六一・三七六二・三七六八・三七七〇・三七七五の一(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)、三七六九、三七七一、三七七四の一

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び大崎上島町役場に備え置いて縦覧に供する。

広島県告示第五百六十九号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成十八年五月二十二日

広島県知事 藤田雄山

一 作業種類

基本測量 (国土調査及び確定測量に伴う基準点測量)

二 作業期間

平成十八年五月三十一日から平成十九年二月二十八日まで

三 作業地域

三原市、三次市、東広島市、庄原市、神石高原町、大崎上島町

広島県告示第五百七十号

道路法 (昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり決定する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局において、平成十八年六月五日までの間、縦覧に供する。

平成十八年五月二十二日

広島県知事 藤田雄山

整理番号	道路の種類及び路線名	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
四三五	県道木呂田本郷線	三次市君田町東入君字市場一〇三二番一地从先から三次市君田町東入君字本郷六四三番一地从先まで	四・九〇 (二六・〇〇)	八二九・〇〇	

広島県告示第五百七十一号

道路法 (昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県呉地域事務所建設局において、平成十八年六月五日までの間、縦覧に供する。

平成十八年五月二十二日

広島県知事 藤田雄山

道路の種類 県道
路線名 上蒲刈島循環線
道路の区域

区間	敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)	備考
	新	旧		
呉市蒲刈町向字先福泊三六〇三番一地从先から呉市蒲刈町向字先福泊三五七八番一地从先まで	二五・七〇 (二五・九〇)	五・七〇 (五・三〇)	三二・七〇	拡幅

広島県告示第五百七十一号

道路法 (昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県呉地域事務所建設局において、平成十八年六月五日までの間、縦覧に供する。

平成十八年五月二十二日

広島県知事 藤田雄山

路線名	区間	供用開始の期日
県道上蒲刈島循環線	呉市蒲刈町向字先福泊三六〇三番一地从先から呉市蒲刈町向字先福泊三五七八番一地从先まで	平成十八年五月二十二日

公 告

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定によって、次のとおり特定非営利活動法人認証申請があった。

平成十八年五月二十二日

広島県知事 藤田雄山

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人エボケ1 広島二一	代表者の氏名 山田 和邦	主たる事務所の所在地 広島県広島市中区白島九軒町一丁目二番二七号バシフィックシティ白島二〇七号室	定款に記載された目的 この法人は、障害者(主に精神障害者)に対して、地域社会において自立した生活を営むことができるよう支援する事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。	申請のあった年月日 平成一八年五月一日
---------------------------------------	-----------------	---	--	------------------------

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第八條第一項第三号の規定による毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成十八年五月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

試験の日時

平成十八年八月三日(木) 午前十時から正午まで

二 試験の場所

広島市西区福島町二丁目一番一号
広島工業大学専門学校

三 試験の種類

- 1 一般毒物劇物取扱者試験
- 2 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- 3 特定品目毒物劇物取扱者試験

四 試験科目

- 1 毒物及び劇物に関する法規
- 2 基礎化学
- 3 毒物及び劇物(農業用品目毒物劇物取扱者試験では毒物及び劇物取締法施行規則一昭和二十六年厚生省令第四号。以下「施行規則」という。)別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験では施行規則別表第一に掲げる劇物に限る。)の性質及び貯蔵その他取扱方法
- 4 毒物及び劇物(農業用品目毒物劇物取扱者試験では施行規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験では施行規則別表第一に掲げる劇物に限る。)の

五 識別
試験手続

1 受験願書の請求先

- 一 広島県内の居住者
広島県福祉保健部保健医療局薬務室(〒七三〇・八五一一 広島市中区基町一〇番五二号)又は最寄りの広島県保健所(保健所分室を含む。)
- 二 広島県外の居住者
広島県福祉保健部保健医療局薬務室(〒七三〇・八五一一 広島市中区基町一〇番五二号)

郵送等で請求する場合は、封筒の表に「願書請求」と朱書し、百二十円切手をはった、あて先明記の返信用封筒(日本工業規格A列4の用紙が入る大きさのもの)を同封すること。

2 受験願書の受付期間

平成十八年六月十二日(月)から平成十八年六月三十日(金)まで(受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで)。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

3 受験願書の提出先

- (一) 広島県内の居住者
広島県福祉保健部保健医療局薬務室(〒七三〇・八五一一 広島市中区基町一〇番五二号)又は最寄りの広島県保健所(保健所分室を含む。)
- (二) 広島県外の居住者
広島県福祉保健部保健医療局薬務室(〒七三〇・八五一一 広島市中区基町一〇番五二号)

郵送によって提出する場合は、簡易書留によることとし、封筒の表に「願書在中」と朱書すること。

4 提出書類

- (一) 受験願書(五十円切手をはって、あて先を明記したもの)
- (二) 写真(受験願書提出前六か月以内に撮影した正面・無帽・上半身像のもので、縦六センチメートル、横四センチメートルで、裏面に氏名を記載したもの)

六

受験手数料

一万五百円
この手数料は、一万五百円に相当する額の広島県収入証紙を受験願書の所定欄にはって納めること。

広島県収入証紙には、消印をしないこと。

なお、納付された受験手数料は返還しない。

七 受験票の交付

受験票は、平成十八年七月二十四日(月)までに、直接本人に送付する。

八 合格者の発表

平成十八年九月中旬に、広島県庁舎及び広島県保健所(保健所分室を含む。)前の掲示板に掲示を行うほか、合格者には合格証を交付する。

九 問い合わせ先

この試験についての問い合わせは、広島県福祉保健部保健医療局薬務室(電話一〇八二五一一・三三三二二)又は最寄りの広島県保健所(保健所分室を含む。)にすること。

郵送等によって問い合わせる場合は、八十円切手をはった、あて先明記の返信用定形封筒を同封すること。

十 その他

視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で、受験時の配慮を希望する者は、受験願書を提出するまでに広島県福祉保健部保健医療局薬務室へ申し出ること。申し出のあった者については、受験の際にその障害等の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

十一 十に関する問い合わせ先

広島県福祉保健部保健医療局薬務室(〒七三〇八五一一 広島市中区基町一〇番五二号 電話一〇八二五一一・三三三二二)

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

平成十八年五月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 デイック・フレスタ三原店

所在地 三原市頼兼町二六七二番地一外

二 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) デイック・フレスタ三原店

(変更後) ダイキ・フレスタ三原店

三 変更の日

平成十八年四月二十日

四 変更する理由

ダイキ株式会社の社名と店舗名を統一したため

五 届出年月日

平成十八年五月一日

六 届出等の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)

三原市経済部商工振興課(三原市港町三丁目五番一号)

七 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

平成十八年五月二十二日から平成十八年九月二十二日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

八 意見書の提出

法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年九月二十二日

2 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

平成十八年五月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープハモンス

所在地 福山市駅前大字上山守四五〇番地一外

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

(変更前) (一)名称 生活協同組合ひろしま 理事長 林 辰也

住所 広島市西区草津港二丁目八番四二号

(二)名称 セガミメデイクス株式会社 代表取締役 瀬上 修

- 住所 大阪府大阪市中央区南船場二丁目七番三〇号
 - (三) 名称 フジパンストアー株式会社 代表取締役 高木 和巳
 - 住所 愛知県名古屋瑞穂区松園町一丁目五〇番
 - (四) 名称 株式会社 駿河園 代表取締役 大淵 光広
 - 住所 広島市西区商工センター一丁目五番三〇号
 - (五) 名称 コロちゃん株式会社 代表取締役 小竹 守
 - 住所 岐阜県恵那市大井町二七一一番地の一四二一
 - (六) 名称 有限会社フロヤ商店 代表取締役 濱岡 喜範
 - 住所 福山市駅前大字江良一八
 - (七) 名称 ダイキ株式会社 代表取締役社長 山下 雄輔
 - 住所 愛媛県松山市美沢一丁目九番一号
 - (一) 名称 生活協同組合ひろしま 理事長 林 辰也
 - 住所 広島市西区草津港二丁目八番四二号
 - (二) 名称 幸命堂薬局 熊谷 裕幸
 - 住所 福山市引野町北一丁目一四番五号
 - (三) 名称 フジパンストアー株式会社 代表取締役 高木 和巳
 - 住所 愛知県名古屋瑞穂区松園町一丁目五〇番
 - (四) 名称 株式会社 駿河園 代表取締役 大淵 光広
 - 住所 広島市西区商工センター一丁目五番三〇号
 - (五) 名称 コロちゃん株式会社 代表取締役 小竹 守
 - 住所 岐阜県恵那市大井町二七一一番地の一四二一
 - (六) 名称 有限会社フロヤ商店 代表取締役 濱岡 喜範
 - 住所 福山市駅前大字江良一八
 - (七) 名称 ダイキ株式会社 代表取締役社長 山下 雄輔
 - 住所 愛媛県松山市美沢一丁目九番一号
- 三 変更の日
平成十八年四月六日
- 四 変更する理由
小売業者の変更のため
- 五 届出年月日
平成十八年五月二日
- 六 届出等の縦覧場所
広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室 (広島市中区基町一〇番五二号)
福山市経済環境局経済部商工課 (福山市東桜町三番五号)

- 七 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
- 1 期間
平成十八年五月二十二日から平成十八年九月二十二日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和二十三年法律第七十八号) に規定する休日を除く。
 - 2 時間帯
午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
 - 八 意見書の提出
法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。
 - 1 提出期限
平成十八年九月二十二日
 - 2 提出先
広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室
- 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。以下法という。) 第八条第一項の規定によつて、大規模小売店舗の所在地の属する市から意見が提出された。
- 平成十八年五月二十二日
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ゆめタウン吉田
所在地 安芸高田市吉田町吉田五九四番地一外
広島県知事 藤 田 雄 山
 - 二 提出された意見の概要
なし
 - 三 提出された意見の縦覧場所
広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室 (広島市中区基町一 番五二号)
安芸高田市産業振興部商工観光課 (安芸高田市吉田町吉田七九一)
 - 四 提出された意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - 1 期間
平成十八年五月二十二日から平成十八年六月二十二日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和二十三年法律第七十八号) に規定する休日を除く。
 - 2 時間帯
午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によって、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成十八年五月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大竹市本町一丁目七六七番一、七六七番二、七六七番四、七六九番一、七七八番一、八〇三番三、八〇三番四、三三六七番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府大阪市北区大淀中一丁目一番八八号
積水ハウズ株式会社

代表取締役 和田 勇

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

三原市糸崎町二〇一番八

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島市佐伯区皆賀二丁目九・五

余頃 秀典

三原市糸崎町二五五

余頃 文子

世羅郡世羅町所在の広島中央地区（日並地区）県営土地改良事業（区画整理事業）の換地計画に基づいて、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定によって、平成十八年五月十一日換地処分をした。

なお、この処分について不服がある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、処分の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年五月二十二日

広島県尾三地域事務所長 大 下 和 男

人事委員会規則

安芸郡府中町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年五月二十二日

広島県人事委員会規則第十九号

広島県人事委員会
委員長 丸 山 明

安芸郡府中町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
安芸郡府中町の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年広島県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表町長部局の項中「企画財政室企画担当主幹 企画財政室財政担当主幹」を削る。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。

豊田郡大崎上島町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年五月二十二日

広島県人事委員会
委員長 丸 山 明

広島県人事委員会規則第二十号

豊田郡大崎上島町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

豊田郡大崎上島町の管理職員等の範囲を定める規則（平成十五年広島県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表町長部局の項中「課長補佐（総務課）」を「主幹（総務課） 課長補佐（総務課）庶務係長」に改め、同表福祉事務所の項の次に次のように加える。

会計課	課長
-----	----

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。

宮島競艇施行組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年五月二十二日

広島県人事委員会
委員長 丸 山 明

広島県人事委員会規則第二十一号

宮島競艇施行組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

宮島競艇施行組合の管理職員等の範囲を定める規則（平成元年広島県人事委員会規則第二

十九号)の一部を次のように改正する。
別表事業局の項中「次長」を「局長 次長」に改め、同表備考を次のように改める。
備考

- 1 この表中「事業局」とは、宮島競艇施行組合課設置条例(平成十四年宮島競艇施行組合条例第一号)第一条に規定する機関をいう。
 - 2 事業局の項中「課長補佐(総務課)」とは、課長補佐のうち、総務課に置かれ、人事、職員団体又は財政に関する事務を担当するものをいう。
- 附則
この人事委員会規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第38号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。
平成18年5月22日

広島県公安委員会
委員長 宮地 治 夫

検定番号 6F0218	検定の有効期間 告示の日(平成18年5月22日)から3年間	遊技機の種類 ぱちんこ遊技機	型式名 CR満月の夜に昇天したいSTA	申請者名(住所) 株式会社銀座伊藤 一博 代表取締役(愛知県名古屋市長区大幸一丁目10番15号)	製造業者名(住所) 左 同
----------------	----------------------------------	-------------------	------------------------	--	------------------

労働委員会公告

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)に基づき、労働争議のあっせんを行うおつせん員候補者は、次のとおりである。

平成十八年五月二十二日

広島県労働委員会
会長 職立 廣 幸

区分氏名職業 経験及び閑歴 委嘱年月日備考

公益委員 職立 廣 幸 弁護士 平成 九年 三月 一日 会長

河野 隆 士 公認会計士 公認会計士 平成 九年 三月 一日 代理

秋田智佳子 弁護士 弁護士 平成 七年 三月 一日

辻 秀典 大学教員 安田女子大学現代ビジネス学部教授 平成 七年 三月 一日

秦 清 弁護士 弁護士 平成 一三年 三月 一日

労働者委員 池田久美子 団体役員 日本労働組合総連合会広島県連合会女性委員会副事務局長 平成 一七年 三月 一日

小田 一 幸 団体役員 日本労働組合総連合会広島県連合会副会長 平成 一五年 三月 一日

金尾博行 団体役員 日本労働組合総連合会広島県連合会福山地域協議会議長 平成 一四年 一〇月 二日

宮地 稔 団体役員 日本労働組合総連合会広島県連合会会長 平成 一〇年 二月 一日

芳野守雄 団体役員 日本労働組合総連合会広島県連合会副会長 平成 一三年 二月 一七日

使用者委員 神田真樹 会社役員 マツダ(株)常務執行役員 平成 一三年 三月 一日

小林城太 会社役員 福山スチールセンター(株)代表取締役社長 平成 九年 一〇月 二日

鷹尾伏 彪 会社役員 (株)ダイクレ取締役常務執行役員管理本部長 平成 一四年 八月 九日

田中登志子 会社役員 メガネの田中チエーン(株)代表取締役社長 平成 一七年 三月 一日

事	務	局	柳 本 良 逸 団 体 役 員 広 島 県 経 営 者 協 会 常 勤 顧 問
久 保 幸 也 公 務 員	石 岡 博 之 公 務 員	梶 田 慎 二 公 務 員	昭 和 五 六 年 二 月 一 日
調 整 室 長	廣 島 県 労 働 委 員 会 事 務 局 次 長	廣 島 県 労 働 委 員 会 事 務 局 長	一 平 成 一 七 年 四 月 一 日
一 平 成 一 七 年 四 月 一 日	一 平 成 一 五 年 四 月 一 日	一 平 成 一 七 年 四 月 一 日	